

令和五年六月二十日受領
答弁第八九号

内閣衆質二二一第八九号

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出基礎的財政収支の黒字化目標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出基礎的財政収支の黒字化目標に関する質問に対する答弁書

一について

「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」（令和五年六月十六日閣議決定。以下「骨太方針」という。）においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」として、我が国が財政健全化目標として、二千二十五年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化等を掲げていることは、これまでの累次の決定等においても示しているとおり明確であり、財政健全化に取り組む姿勢に変更はない。

二及び三について

御指摘の「こども特例公債」については、「こども未来戦略方針」（令和五年六月十三日閣議決定。以下「戦略方針」という。）において、「こども・子育て支援」に関して、「「加速化プラン」の大宗を三年間（二千二十六年度まで）で実施し、「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに安定財源を確保する」、「その間に財源不足が生じないように、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行する」、「予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新た

な特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を二千二十四年通常国会に提出する」及び「今後、本戦略方針の具体化を進め、年末までに「戦略」を策定する」としていること等から、現時点で、「こども特例公債は各年度においていくらか発行する見通しなのか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「こども特例公債の発行」の在り方と「プライマリーバランス」との関係については、戦略方針に基づく具体的な対応を踏まえて今後検討することとなるが、いずれにせよ、骨太方針において、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」としており、政府として、引き続き、二千二十五年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すこととしている。